証券コード　3469
2026年11月20日
（電子提供措置の開始日　2026年11月13日）

株　主　各　位

東京都中央区日本橋久松町４番７号
株式会社デュアルタップ
代表取締役社長　臼　井　貴　弘

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会は、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）として開催いたします。本株主総会には、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細は、６頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.dualtap.co.jp

※上記ウェブサイトにアクセスのうえ、メニューより「IR情報」、「IRニュース」、「IR資料」を順に選択いただき、ご確認ください。

【東証ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※銘柄名（デュアルタップ）又は、証券コード（3469）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、2026年12月4日（金曜日）午後７時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕
**　後記「インターネットによる議決権行使のご案内」（４頁）をご確認のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。**
〔書面による議決権行使の場合〕
**　議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。**

敬　具

記

1．日　　時　2026年12月７日（月曜日）午前11時（配信開始：午前10時45分頃）
※通信障害等の影響により、本株主総会を上記日程で開催することができない場合、予備日である2026年12月７日（月曜日）午後３時より、本総会を開催いたします。

2．開催方法　場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたします。
※当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細は、６頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

3．目的事項
決議事項
第１号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以上

◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2026年12月７日（月曜日）午後3時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（https://www.dualtap.co.jp/ir）でお知らせいたします。
◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法はインターネットによるものといたします。
◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
◎書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。事前に議決権を行使をした上で株主総会に出席されたものの、当日の議決権行使が確認できなった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
◎書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
◎インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
◎代理人による出席を希望される株主様は法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様１名に委任いただくようお願いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎その他、本総会の運営に関して変更が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトで変更内容等をお知らせいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

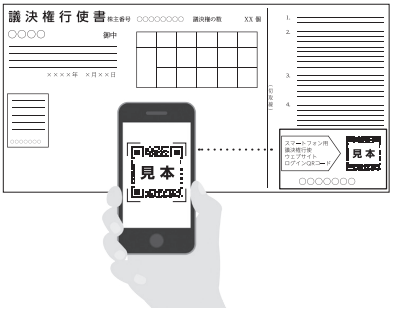
2026年12月4日（金曜日）
午後７時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

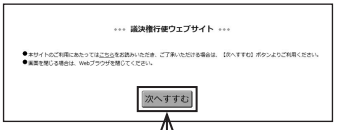
インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　年末年始を除く 午前９時～午後９時）

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



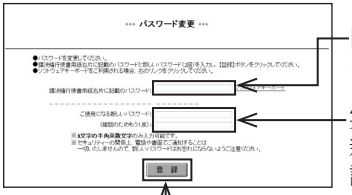
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本総会は、場所の定めのない株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」として開催いたします。株主様に実際にご来場いただく会場はございませんので、あらかじめご了承ください。

1．配信日時

2026年12月７日（月曜日）午前11時

※午前10時45分頃から配信開始予定です。

※通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合、及び議長が本株主総会の延期または続行を決定した場合には、予備日である2026年12月７日（月曜日）午後３時より、本総会を開催いたします。

2．総会当日のアクセス方法

アクセス先：https://web.sharely.app/login/dualtap20261207

①上記のURLを入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※その他ご不明点に関しましては下記URLよりヘルプページをご参照ください。https://sharely.app/faq

3．当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

（1）当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

（2）当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、３問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

（3）動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、視聴画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

4．事前のご質問・ご意見について

アクセス先：https://web.sharely.app/e/dualtap20261207/pre_question

上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、事前質問受付サイトにアクセスしていただき、「２.総会当日のアクセス方法」に従ってログインしていただき、事前質問フォームの「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

なお、ご質問・ご意見等は、お一人様につき、３問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

全てのご質問に対してご説明することができない場合、議長の判断により、株主様のご関心が高い事項につきまして本総会当日にご説明させていただきます。あらかじめご了承ください。

［事前受付期間］
2026年11月24日（火曜日）午前10時～2026年12月４日（金曜日）午後５時まで

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、本総会当日にご説明させていただく予定です。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

5．本総会における注意事項
・書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
・議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面による事前の議決権の行使を推奨いたします。
・本総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
・当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
・本総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
・映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ログイン情報を第三者に伝えることも禁じます。
・本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員を配信するためのものとなります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第１号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役１名が2026年10月８日付で辞任し、会社法に定める監査等委員である取締役の員数を欠く状態となったことから、監査等委員会の体制を整備し、監査・監督機能の充実を図るため、現任の監査等委員でない社外取締役である福島啓修氏を、監査等委員である取締役候補者とするものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
福島　啓修（ふくしま　ひろなほ） (1959年7月13日) 新任 社外	1982年４月　オリエント・リース㈱（現オリックス㈱）入社 1999年10月　オリックス㈱　投資銀行本部シニアヴァイスプレジデント 2006年10月　同社投資銀行本部副本部長 2008年10月　同社リスク管理本部副本部長 2013年10月　㈱レノ入社　取締役副社長 2014年12月　同社代表取締役（現任） 2016年９月　㈱シティインデックスイレブンス代表取締役（現任） 2026年９月　当社社外取締役就任（現任）	－株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 福島啓修氏は、オリックス㈱における投資銀行業務及びリスク管理業務を通じ、金融・投資、M&A及びリスク管理に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、㈱レノにおいては、コーポレートガバナンスの観点から上場企業のあるべき姿に関する幅広い知見を有しております。当社は、これらの経験・知見を活かし、監査等委員である社外取締役として、取締役の職務執行に対する監査・監督に加え、リスク管理及びコーポレートガバナンス体制の強化に寄与していただくことを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	

（注）1.　当社と候補者との間には、特別の利害関係はありません。

2.　同氏は、社外取締役候補者であります。

3.　同氏は、現に当社の業務執行を行わない取締役（社外取締役）であります。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって約2か月となります。

4.　当社は、2026年10月5日付の東京都の通知書により、宅地建物取引業免許の取消処分を受けました。当該処分の原因となった事実は、同氏が当社の社外取締役に就任する前に生じたものです。同氏

は、就任後、当該処分に関する報告を受け、取締役会において対応及び再発防止策の審議に参加しております。

5. 同氏は、現在、当社の監査等委員でない社外取締役でありますが、本議案が原案どおり承認可決された場合には、本株主総会終結の時をもって監査等委員でない取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
6. 同氏の監査等委員である取締役としての任期は、当社定款第20条第3項の定めに基づき、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時（2028年9月開催予定の定時株主総会終結の時）までとなります。
7. 同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
8. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

会社法に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員会の体制の継続性を確保するため、佐藤伸之氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とするものです。同氏は補欠候補者であり、本臨時株主総会で選任されても直ちに取締役に就任するものではありません。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
佐藤　伸之（さとう　のぶゆき） (1980年２月11日 社外 独立	2002年４月　日興コーディアル証券㈱（現SMBC日興証券㈱）入社 2008年12月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2012年９月　公認会計士登録 2014年８月　㈱KPMGFAS入社 2017年10月　佐藤伸之公認会計士事務所 設立（現任） 2017年11月　フォワードアドバイザリーサービス合同会社代表社員（現任） 2018年９月　税理士登録 2021年２月　フォワードコーポレートファイナンス㈱代表取締役（現任） 2024年９月　フォワード税理士法人社員（現任）	－株
	【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 佐藤伸之氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識に加え、監査法人及びM&Aアドバイザリー会社における実務経験、複数の企業における経営経験を有しております。当社は、これらの知識・経験を活かし、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、財務・会計及び経営管理に関する専門的かつ客観的な立場からの監査・監督を通じて、当社の監査・監督機能の強化に寄与していただくことを期待し、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	

（注）1.　当社と候補者との間には、特別の利害関係はありません。

2.　同氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

3.　同氏が監査等委員である取締役に就任するのは、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなった場合において、同氏が就任を承諾した時といたします。

4.　本議案にかかる選任の効力は、当社定款第19条第5項の定めに基づき、当該決議後2年以内に終了する定時株主総会の開始の時（2028年9月開催予定の定時株主総会開始の時）までといたします。

5.　本議案の決議後、就任前において、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議により、その選任を取

り消すことができるものといたします。

6. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。